

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 2 | 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市教育委員会

公表日

令和6年3月6日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務 |
| ②事務の概要 | <p>学校教育法第19条に基づき、生活保護法に基づく教育扶助受給者(要保護児童生徒)及び児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮しているとみられる世帯(準要保護児童生徒)を経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒として認定し、保護者に学用品費・修学旅行費・給食費・医療費等を支給することにより、就学にかかる経済的負担を軽減し就学奨励を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給状況の確認事務 ・準要保護児童生徒の認定にかかる審査事務 ・就学援助対象児童生徒の医療費支払事務 |
| ③システムの名称 | 就学援助システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム、就学事務システム、共通基盤システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 就学援助ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>番号法第9条第2項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条 別表第一の7</p> <p>徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則第8条 番号法第9条第1項(別表第一の27の項)</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 項番 26 87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 第44条</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠] 項番 38 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 教育委員会 学校教育課 教育委員会 体育保健給食課 |
| ②所属長の役職名 | 学校教育課長 体育保健給食課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel088-621-5152</p> <p>徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel088-621-5414</p> <p>徳島市教育委員会 体育保健給食課 体育保健係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel088-621-5427</p> |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|--------------------------|---|
| 連絡先 | <p>徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel088-621-5414</p> <p>徳島市教育委員会 体育保健給食課 体育保健係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel088-621-5427</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年2月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|---|--|------|---------------------------------|
| 平成28年7月25日 | 1.特定個人ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要 | 学校教育法第19条に基づき、生活保護法に基づく教育扶助受給者(要保護児童生徒)及び児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮しているとみられる世帯(準要保護児童生徒)を経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒として認定し、保護者に学用品費・修学旅行費・給食費等を支給することにより、就学にかかる経済的負担を軽減し就学奨励を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。 ・生活保護受給状況の確認事務 ・準要保護児童生徒の認定にかかる審査事務 | 学校教育法第19条に基づき、生活保護法に基づく教育扶助受給者(要保護児童生徒)及び児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮しているとみられる世帯(準要保護児童生徒)を経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒として認定し、保護者に学用品費・修学旅行費・給食費・医療費等を支給することにより、就学にかかる経済的負担を軽減し就学奨励を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務で使用する。 ・生活保護受給状況の確認事務 ・準要保護児童生徒の認定にかかる審査事務 ・就学援助対象児童生徒の医療費支払事務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年7月25日 | ②システムの名称 | 就学援助システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム(未定)、中間サーバーシステム(未定) | 就学援助システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年7月25日 | 3.個人番号の有無 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 特定個人情報保護委員会規則(未定) | 番号法第9条第2項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条 番号法第9条第1項(別表第一の27の項) | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年7月25日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 未定 | 実施する | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年7月25日 | ②法令上の根拠 | 番号法第9条第14号 特定個人情報保護委員会規則(未定) | 番号法第9条第14号 特定個人情報保護委員会規則 番号法第19条第7号別表第二の38の項 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年7月25日 | 5.評価実施機関における担当部署 ①部署 | 教育委員会 学校教育課 | 教育委員会 学校教育課 教育委員会 スポーツ振興課 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年7月25日 | ②所属長 | 学校教育課長 湯浅毅 | 学校教育課長 鶴澤宏明 スポーツ振興課長 熊本知 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|--|---|------|---|
| 平成28年7月25日 | 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5152 徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5414 | 徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5152 徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5414 徳島市教育委員会 スポーツ振興課 保健体育係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5427 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年7月25日 | 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5414 | 徳島市教育委員会 学校教育課 学事係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5414 徳島市教育委員会 スポーツ振興課 保健体育係 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 Tel.088-621-5427 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 平成28年9月13日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第9条第14号 特定個人情報保護委員会規則 番号法第19条第7号別表第二の38の項 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 項番 26 87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 第44条 [別表第二における情報照会の根拠] 項番 38 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられないため |
| 令和1年6月21日 | 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 学校教育課長 鶴澤宏明 スポーツ振興課長 熊本知 | 学校教育課長 スポーツ振興課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更 |
| 令和1年6月21日 | IV リスク対策 | 項目なし | 項目の追加 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|---------------|
| 令和1年6月21日 | Ⅲ しきい値判断項目 いつ時点の計数か | 平成28年5月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 重要な変更にあたらないため |
| 令和2年9月16日 | Ⅲ しきい値判断項目 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 重要な変更にあたらないため |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二 | 1. 番号法第19条第8号 別表第二 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | スポーツ振興課 | 体育保健給食課 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | スポーツ振興課長 | 体育保健給食課長 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | スポーツ振興課 保健体育係 | 体育保健給食課 体育保健係 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | スポーツ振興課 保健体育係 | 体育保健給食課 体育保健係 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和3年9月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和4年12月12日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和5年12月26日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にあたらない |
| 令和6年3月6日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 就学援助システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム | 就学援助システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム、就学事務システム、共通基盤システム | 事前 | システムの更新を行う |
| 令和6年3月6日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年2月1日 時点 | 事前 | システムの更新を行う |